



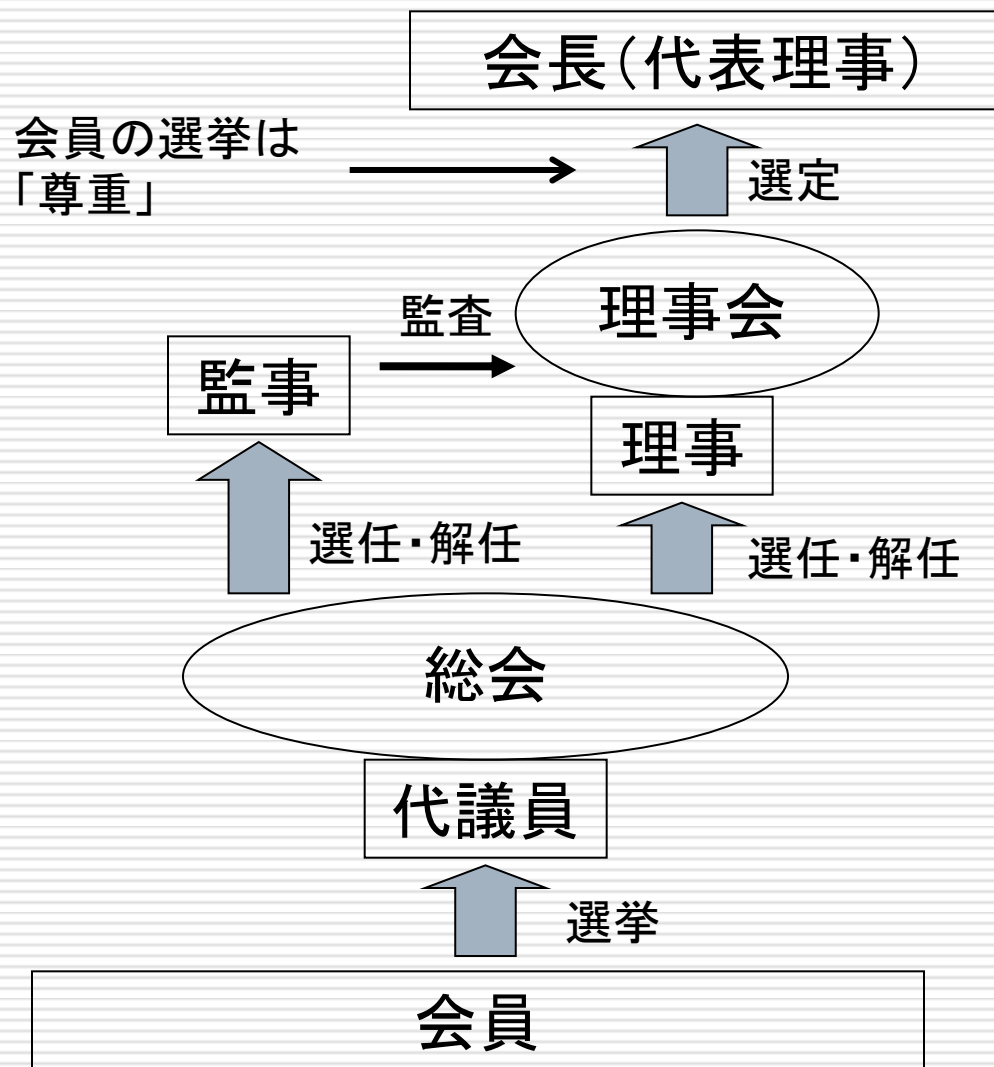
# 学会の新定款について一変更の概略

# 定款改訂の方向性

---

- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に準拠するように定款を改訂する。(一般社団法人・公益社団法人のどちらの法人を選択しても必要)
- 改訂を重ねた現在のOR学会の定款の中で、整合性に欠ける部分(章の構成)や、時代に合わないもの(例えば海外の会員の取り扱い, 学会の目的)を変更する。
- それ以外は基本的に、現在のOR学会の活動をそのまま維持・運営できるような形を目指す。ただし、これまで定款に記載された事項において、定款に記載しなくても実施可能なことに関しては、学会活動の制約を課さないために記載しないこととした。

# 新しい学会の組織と成り立ち



- 新定款では、組織内部の統治体制の確立のため、代議員・総会・理事会・監事・会長の役割と権限が明確化され、分離されています。
- 会員が選ぶ代議員で総会が構成され、理事と監事が選出されます。
- 理事は日常の業務執行の役割を果たし、その決定は理事会が行います。
- 監事は、理事の業務が適切に行われているか監査する役割を持ちます。

# 新定款(1):章の構成

## 旧定款の構成

第1章 総則  
第2章 目的及び事業  
第3章 会員  
第4章 役員、代議員および職員  
第5章 会議  
第6章 資産及び会計  
第7章 定款の変更及び解散  
第8章 補足  
細則  
附則



## 新定款の構成

第1章 総則  
第2章 目的及び事業  
第3章 会員  
第4章 総会  
第5章 役員  
第6章 理事会  
第7章 資産及び会計  
第8章 定款の変更及び解散  
第9章 公告の方法  
附則

代議員, 総会, 役員(理事・監事), 理事について整理

# 新定款(2):総会・役員・理事会

旧定款	新定款
代議員は会員の投票により選ばれ、 <b>総会で選任</b> される	代議員は会員の投票により選ばれる( <b>総会の承認はない</b> )。
総会の構成は <b>代議員と役員(理事・監事)</b>	総会の構成は <b>代議員</b>
総会の決議は出席者の過半数、ただし重要事項に関しては <b>3/4</b> が必要	総会の決議は出席者の過半数、ただし重要事項に関しては <b>2/3</b> が必要。
代議員は、 <b>代議員と理事</b> のおのおの3/4以上の決議でその資格を喪失する	代議員は、総会の決議(2/3以上)でその資格を喪失する( <b>理事は必要ない</b> )
理事・監事は、 <b>会員の中から</b> 、正会員と名誉会員の <b>選挙</b> で選ばれ、総会で選任	理事・監事は、総会で選任される(会員以外も可能)
会長は、会長選考会議が選び、全会員の信任で選ばれる。	会長は、理事会が選ぶ。ただし会員の意思を尊重するため従来のような会長選考会議と全会員の信任投票を参考にできる。
理事会は理事の2/3の出席で成立し、書面議決ができる。	理事会は理事の過半数で成立し、基本的には <b>書面議決ができない</b> 。
役員(理事・監事)の解任は、代議員と理事の各々3/4の議決で決定される	役員(理事・監事)の解任は、代議員の議決で決定。理事は過半数、監事は2/3

## 新定款(3):その他の主な変更点

---

- 学会の目的は、実情に合わせるため「オペレーションズリサーチワーカーの職業的能力の向上」を削除し、公益性を高めるため「文化と産業の発展に寄与」を加えた。
- 会員は、理事会宛に退会届を出すことで「いつでも」退会できる(任意退会)。現在は「理事会の承認」が必要。
- 「会費の支払不履行」は、現在は「除名」で代議員と理事の議決が必要、新定款では自動的に「資格喪失」となる。
- 事業計画と予算は、現行では毎事業年度開始前に総会の議決を経て文部科学大臣に届出の必要がある。これに対し、新法人では理事会の承認だけで良い。現行の臨時総会を開催する必要性がなくなる。
- 公益認定の取消し、合併による法人の消滅時には、その財産を、公益法人又は国などに贈与。